

## 郡上市告示 第101号

商観第03-18号 「日本一のおどりのまち郡上」動画制作委託業務について、公募型プロポーザルを実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に準じて、次のとおり公告します。

令和3年4月30日

郡上市長 日置 敏明

### プロポーザルに付する事項

#### 1 業務名

商観第03-18号 「日本一のおどりのまち郡上」動画制作委託業務

#### 2 業務概要

「郡上のおどり」を後世に継承することを目的に、最新の映像技術によって、町なか等で繰り広げられる臨場感あふれる「郡上のおどり」の様子、踊りの所作やお囃子の技術を記録するとともに、おどり開催に携わる地域住民やボランティア等の姿、令和時代の郡上の町並みやまちの雰囲気動画を動画として保存する。

また、「郡上のおどり」のプロモーション動画を作成し、国内のみならず海外にも郡上の魅力を発信することで、郡上を知らない旅行者等の郡上への興味を惹起させ、国内外からの更なる誘客を図り、「日本一のおどりのまち郡上」の確立を目指す。

#### 3 履行期間

契約締結日から令和4年3月25日まで

#### 4 参加資格条件

本プロポーザルに参加できる者は、単独企業又は共同企業体とし、いずれも次の各号に掲げる要件を満たす者とする。ただし、共同企業体を構成する場合は代表者を含め2社までとする。また、一つの企業が複数の企画提案に参加することはできない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 競争入札参加資格等指名停止を受けていない者。また、指名の停止を受けたが既にその停止の期間を経過している者
- (3) 郡上市競争入札等参加者選定要綱（平成29年郡上市訓令第8号。以下「選定要綱」という。）第4条に規定する資格者名簿に登録されている者（以下「名簿登載者」という。）であること。ただし、資格者名簿に登録されていない者については、参加申込書提出までに選定要綱に基づく審査を受けて資格者名簿に登録されることで名簿登載者とみなす。
- (4) 公告の日から契約締結までの間に、郡上市建設工事等契約に係る指名（入札参加資格）停止等措置要領（平成16年告示第139号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立をしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をしている者でないこと。
- (6) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (7) 郡上市暴力団排除条例（平成24年郡上市条例第25号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等又はこれらの統制下にある者でないこと。
- (8) 郡上市内に本社を有する者。

## 5 手続き等

- (1) 「日本一のおどりのまち郡上」動画制作委託業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）等の配布。  
実施要領、仕様書及び各種様式等は、郡上市ホームページにおいて公表するので、適宜ダウンロードすること。
- (2) 参加申込書等の提出方法、提出期限及び提出先等の詳細については、実施要領を参照すること。

## 6 連絡先

郡上市役所 商工観光部 観光課 （担当：加藤）

〒501-4222 岐阜県郡上市八幡町島谷130番地1

電話：0575-67-1808（直通） FAX：0575-67-1820

E-mail：kankou@city.gujo.lg.jp